

天理市建設工事成績評定の通知及び公表に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第16条及び同法第15条の規定により定められた公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年総務省・財務省・国土交通省告示第1号）第2中4の規定に基づき、天理市が発注する工事の受注者に対して行う工事成績評定を受注者に通知するとともに一般に公表すること（以下「工事成績評定の通知及び公表」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(通知及び公表の対象工事)

第2条 工事成績評定の通知及び公表の対象とする工事は、天理市発注の工事で天理市建設工事検査要領（以下「検査要領」という。）第4条第1号に規定する竣工検査を経た工事で、かつ請負金額が50万円以上のものとする。

(評定点の通知)

第3条 市長は、検査要領第17条に規定する工事検査成績評定書の提出を受けたときは、速やかに当該工事の受注者に対して、次の表の区分に従い、工事成績評定通知書（様式第1号）により評定結果を通知するものとする。

評価	評定点合計	説 明
A	90点以上	他の模範となる優秀な工事
B	75～89点	良好な工事
C	65～74点	標準的な工事
D	55～64点	改善すべき事項がある工事
E	50～54点	改善すべき事項が多い工事
F	49点以下	改善すべき事項が著しく多い工事

(通知に対する説明請求)

第4条 前条の規定により通知を受けた者は、その内容について異議があるとき

は、通知を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に工事成績（再）説明請求書（様式第 2 号）を提出することにより、市長に対して評定点についての説明を求めることができる。

（説明請求に対する回答）

第 5 条 市長は、前条の規定により説明請求書の提出があったときは、当該説明請求を受理した日の翌日から起算して 30 日以内に工事成績説明回答書（様式第 3 号）により回答するものとする。

（回答に対する再説明の請求）

第 6 条 前条の規定により工事成績説明回答書を受けたものは、その内容について異議があるときは、回答を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に工事成績（再）説明請求書（様式第 2 号）により、市長に対して再説明を求めることができる。

（再説明請求に対する回答）

第 7 条 市長は、前条の規定により工事成績（再）説明請求書の提出があったときは、第 10 条に規定する天理市工事成績評定検討委員会の審議を経た上で、当該再説明請求を受理した日の翌日から起算して 30 日以内に工事成績評定に係る再説明を工事成績再説明回答書（様式第 4 号）により回答するものとする。

（工事成績の公表）

第 8 条 市長は、工事成績評定通知書（様式第 1 号）により受注者に通知した内容のうち、工事番号、工事名、受注者の住所及び氏名、評定点及び評価を公表するものとする。

（公表の方法）

第 9 条 前条の規定による公表（以下「工事成績公表」という。）は、工事成績評定結果一覧表（様式第 5 号）により、原則として天理市役所総務課入札審査

室において閲覧に供する方法により行うものとする。

2 工事成績公表は、第3条の評定点の通知後、速やかに行うものとする。

3 工事成績公表の期間は、原則として公表を行った日の属する年度の翌年度末日までとする。

(工事成績評定検討委員会)

第10条 第6条に規定する再説明請求に関する事案を検討するため天理市工事成績評定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長は総務部長を、副委員長は入札審査室担当課長をもって充て、委員は建設部長、建設部次長、工事主管部長及び工事主管課長の中から、総務部長が指名する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、当該工事の検査員及びその他の関係職員に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第11条 工事成績評定の通知、回答及び公表並びに委員会の事務は、総務課入札審査室において処理する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

様式第1号（第3条関係）

工事成績評定通知書

天 第 号
年 月 日

受注者 様

天理市長



貴社が受注した工事について、天理市建設工事成績評定の通知及び公表に関する要領の規定に基づき評定した結果を下記のとおり通知します。

記

1 工 事 名

（工事番号）

2 工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

3 検 査 日 年 月 日

4 評 定 点 点

5 評 価

※ 評価は、A（他の模範となる優秀な工事）90点以上、B（良好な工事）75～89点、C（標準的な工事）65～74点、D（改善すべき事項がある工事）55～64点、E（改善すべき事項が多い工事）50～54点、F（改善すべき事項が著しく多い工事）49点以下として判定しています。

6 説明請求

評定の結果に異議があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に説明請求書により、説明を求めることができます。

様式第2号（第4条、第6条関係）

工事成績（再）説明請求書

年 月 日

天理市長 様

受注者

住 所

氏 名

印

年 月 日付け 天 第 号により通知のあった工事成績評定通知書
について、天理市建設工事成績評定の通知及び公表に関する要領の規定に基づき、
通知された事項の内容説明を請求します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所 天理市 町

3 説明要求の要旨

（注）当初請求の場合は、（再）を横線で消してください。

様式第3号（第5条関係）

工事成績説明回答書

天 第 号
年 月 日

受注者 様

天理市長



年 月 日付けで貴社から説明請求があった工事成績評定通知書について、天理市建設工事成績評定の通知及び公表に関する要領の規定に基づき、下記のとおり回答します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 回 答 趣 旨

4 再説明請求

本回答書の内容に異議がある場合は、本回答を受けた日の翌日から起算して30日以内に、工事成績再説明請求書により、再説明を求めることができます。

様式第4号（第7条関係）

工事成績再説明回答書

天 第 号
年 月 日

受注者 様

天理市長



年 月 日付で貴社から再説明請求があった工事成績評定通知書について、天理市工事成績評定検討委員会による審議を経た上、下記のとおり回答します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 回 答 要 旨

様式第 5 号（第 9 条関係）

天理市工事成績評定結果一覧表（ 年 月分）

	工 事 名	受 注 者	受 注 者 住 所	評定点	評 価	備考